



経済・府政記者クラブ同時資料配付	
京都労働局発表 平成30年7月10日(火)	
担 当	京都労働局 雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官 野田 昌代 労働紛争調整官 森 英貴 電話 075-241-3212 労働基準部監督課 監督課長 吉岡 宏修 労働基準監察監督官 黒川 仁晴 電話 075-241-3214 職業安定部職業安定課 職業安定課長 湯浅 正規 地方雇用保険監察官 藤田 敦 電話 075-241-3268

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨の被害による
災害救助法の適用に係る当面の緊急雇用対策等について

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨の被害により、平成30年7月5日付けで福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町に災害救助法が適用されました。京都労働局では、被災された事業場、労働者、求職者等の方々に対し、当面の緊急雇用対策等を下記のとおり実施します。

記

- 1 公共職業安定所に来所できない求職者の方々のための失業認定日の取扱いについて
- 2 災害時における求職者給付の支給に関する特例措置について
(1及び2については、別紙をご覧ください。)
- 3 特別相談窓口の設置について
京都府知事が災害救助法に基づき適用地域に指定した6市3町を管轄する労働基準監督署、公共職業安定所に「特別相談窓口」を設置しています。

(1) 労働基準監督署においては、次のような相談を受け付けています。
被災した事業場の賃金・解雇等労働条件、安全衛生、労災補償に関すること。
【問い合わせ先】
福知山労働基準監督署（管轄区域：福知山市、綾部市）
福知山市内記1丁目10-29 福知山地方合同庁舎4階
電話 0773-22-2181

舞鶴労働基準監督署（管轄区域：舞鶴市）

舞鶴市字福井901番地 舞鶴港湾合同庁舎6階

電話 0773-75-0680

丹後労働基準監督署（管轄区域：京丹後市、宮津市、与謝郡）

京丹後市峰山町杉谷147-14

電話 0772-62-1214

園部労働基準監督署（管轄区域：南丹市、船井郡）

南丹市園部町新町118-13

電話 0771-62-0567

(2) 公共職業安定所においては、次のような相談を受け付けています。

- ① 被災した事業場における雇用維持等に関する事。
- ② 被災した事業場の労働者に対する雇用保険の支給に関する事。
- ③ 被災した事業場の離職者に対する職業相談・紹介に関する事。

【問い合わせ先】

福知山公共職業安定所（管轄区域：福知山市）

福知山市東羽合町37

電話 0773-23-8609

福知山公共職業安定所綾部出張所（管轄区域：綾部市）

綾部市宮代町宮ノ下23

電話 0773-42-8609

舞鶴公共職業安定所（管轄区域：舞鶴市）

舞鶴市字西小字西町107-4

電話 0773-75-8609

峰山公共職業安定所（管轄区域：京丹後市）

京丹後市峰山町杉谷147-13

電話 0772-62-8609

峰山公共職業安定所宮津出張所（管轄区域：宮津市、与謝郡）

宮津市中ノ丁2534 宮津地方合同庁舎1F

電話 0772-22-8609

京都西陣公共職業安定所園部出張所（管轄区域：南丹市、船井郡）

南丹市園部町宮町71

電話 0771-62-0246

災害時における雇用保険失業給付の特例措置について

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、7月5日付けで京都府福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町に災害救助法が適用されました。

このことから、京都労働局では雇用保険の失業等給付の支給に関して、以下の特例措置等を設けました。

【ハローワークへ来所できない求職者の方々のための失業認定日の取扱いについて】

雇用保険を受給している方が、災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、ハローワークにお申し出ください。

【災害救助法適用時における支援について】 (災害時における求職者給付の支給に関する特例措置)

1 概要

この特例措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため一時的な離職を余儀なくされた方に、雇用保険失業給付の基本手当を支給することにより生活の安定を図ろうとするものです。

2 特例措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、雇用保険失業者給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受ける市町村（注①）に所在する事業所に雇用される方（注②）で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業（注③）することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

（注①：現在、災害救助法の適用を受けた市町村は、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町）

（注②：雇用保険に6カ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります）

（注③：災害により直接被害を受け休業した場合は対象となります）

3 制度利用に当たっての留意事項

本特例措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

詳しくは、お近くのハローワークまたは京都労働局にお尋ねください。

